

加西市空き家等の適正管理に関する条例の概要について

(1) 空き家等の管理

空き家等はいくまで個人財産であり、管理不全な状態にならないよう適正管理を行うことを所有者に義務づけています。

(2) 自治会からの情報提供

市民は、空き家等が管理不全な状態となり、周辺環境に悪影響を及ぼしている認められる場合は、地域全体の課題として、自治会を通じて情報提供することとしています。

(3) 実態調査・老朽危険空き家の認定

自治会からの情報提供に基づき、市は実態調査を行い、明らかに危険性が認められる場合には、その空き家等を「老朽危険空き家」と認定し、その結果を自治会へ報告します。

(4) 指導・勧告・命令

老朽危険空き家の所有者に対し、管理方法の改善や、撤去など必要な措置を講ずるよう指導します。それでも改善されない場合は、期限を定めて、除却、修繕などの必要な措置を講ずるよう勧告・命令します。

(5) 危険空き家の認定に至らなかった場合

実態調査で「老朽危険空き家」の認定までには至らなかった場合においても、所有者に対して適正管理を指導します。

(6) 公表

命令を受けた者が正当な理由なく命令に従わない時は、改善命令の内容及びその者の住所、氏名などを公表します。

(7) 行政代執行

改善命令に従わず、それを放置することが近隣住民の生命、身体、財産に大きな被害を及ぼす等著しく公益に反すると認められる場合、市長は、議会の議決を経て、所有者に代わり除却、修繕などの必要な措置を講じ、その費用を命令の対象者から徴収します。

(8) 老朽危険空き家の撤去と跡地の有効活用

自治会が、所有者の承諾を得て、認定を受けた危険老朽空き家を撤去し、その跡地の有効活用や適正管理が図られる場合は、撤去費用の一部について補助金の交付を受けることができる制度があります。（撤去費用の1/2、上限100万円）また、廃材の一定量の減免受入も可能となっています。